

令和4年度第8回南区協議会次第

日時：令和4年12月23日（金）午後1時30分から
会場：南区役所 3階 大会議室

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

ア 浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）
のパブリック・コメントの実施について

【生活衛生課】

イ 令和4年度南区地域力向上事業（助成事業）の提案について

【区振興課】

(2) 答申事項

区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について

【区再編推進事業本部】

3 その他

・次回以降の開催予定

第9回：令和5年1月25日（水）

第10回：令和5年2月22日（水）

第11回：令和5年3月20日（月）

（両日ともに午後1時30分から 南区役所3階大会議室にて）

4 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○目的 子どもの適正な混浴年齢を設定することにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、公衆浴場業界が発展すること及び、子どもの健やかな発育発達に寄与することを目的とする。</p> <p>○背景・経緯 厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領等」の改正を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「<u>10</u>歳以上」から「<u>7</u>歳以上」へ改正する。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>浜松市旅館業法施行条例と浜松市公衆浴場法施行条例を改正し、男女の混浴制限年齢を「<u>10</u>歳以上」から「<u>7</u>歳以上」にすることについて、ご意見を伺うもの。</p> <p>改正箇所は別紙のとおり</p> <p>※パブリック・コメント期間中のため、協議会での意見はパブリック・コメントの意見として取り扱います。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	案の公表・意見募集 市の考え方等を公表 条例施行	令和4年12月～令和5年1月 令和5年3月 令和5年10月			
担当課	生活衛生課	担当者	沖 優利	電話	453-6118

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）及び浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部改正（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」から「7歳以上」へ改正します。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究結果等を踏まえ、厚生労働省から通知「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」（令和2年12月10日）が発出されました。これに伴い、全国的に条例の見直しがされています。静岡県内で統一的な対応を行うため、条例の改正をすることとなりました。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの適正な混浴年齢を設定することにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、公衆浴場業界が発展すること及び、子どもの健やかな発育発達に寄与することを目的としています。
案のポイント （見直し事項など）	以下の内容について改正します。 【改正前】 10歳以上の男女を混浴させないこと。 【改正後】 7歳以上の男女を混浴させないこと。
関係法令・ 上位計画など	公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和4年12月～令和5年1月 案の公表・意見募集 令和5年2月 案の修正、市の考え方の作成 令和5年3月 意見募集結果および市の考え方を公表 令和5年6月 公布 令和5年10月 施行

浜松市旅館業法施行条例及び 浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)」とは

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」から「7歳以上」へ改正するもの。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年12月15日（木）～令和5年1月16日（月）

3. 案の公表先

生活衛生課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	生活衛生課（保健所3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11-2 生活衛生課あて
③電子メール	seiei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-459-3561（生活衛生課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和5年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部保健所生活衛生課（TEL 053-453-6112）

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）及び
 浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部改
 正（案）

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）

改正前	改正後
<p>（営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあつては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあつては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）

改正前	改正後
<p>（一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>（その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>（一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>（その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p>

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項								
件 名	令和4年度南区地域力向上事業（助成事業）の提案について								
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業とは、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特徴を活かした事業や課題を解決する事業である。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p> <p>浜松市地域力向上事業実施要綱第8条第1項に基づき、助成事業の採択に当たっては、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定する。</p>								
対象の区協議会	南区協議会								
内 容	<p>応募のあった事業提案の採択に当たって、区協議会の意見を伺うもの。</p> <p><提案事業></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>提案団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>南区における多世代コミュニティの課題・ニーズ調査</td> <td>特定非営利活動法人 浜松介護サポート とりらねっと</td> </tr> </tbody> </table>			No.	事業名	提案団体	1	南区における多世代コミュニティの課題・ニーズ調査	特定非営利活動法人 浜松介護サポート とりらねっと
No.	事業名	提案団体							
1	南区における多世代コミュニティの課題・ニーズ調査	特定非営利活動法人 浜松介護サポート とりらねっと							
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	区協議会での意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体へ選考結果通知書を通ずる。								
担当課	南区区振興課	担当者	森田・二橋 電話 425-1120						

事業提案書

令和4年12月1日

（あて先）浜松市長

所在地 浜松市東区笠井新田町970

団体の名称 特定非営利活動法人 浜松介護サポートりらねっと

代表者役職・ 理事 村松 眞美

氏 名 （署名又は記名押印してください。）

連絡先 TEL 053-545-7389

次のとおり、事業を提案します。

事業名	南区における多世代コミュニティの課題・ニーズ調査
実施時期	R5年 1月 16日（月） ～ R5年 3月 22日（水）
実施場所	浜松市南区
概算事業費	200,000円
参加予定人数	団体スタッフ 10名、参加者 10名
事業の目的	<p>*何のためにその事業を実施したいのか具体的に記入</p> <p>普段仕事をしている中で、子育て支援と高齢者支援で困っていることや課題で同じようなことがあると思った。調べたところ浜松市では多世代支援における調査が行われていないことが分かり、このため実際に調査をして課題を明確にしたいと思った。調査行ったのちには、実際に地域で多世代支援活動やコミュニティの拠点を作っていききたい。また、関係団体に情報を提供することで、居場所作りの参考にしてもらおう。</p>
事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)	<p>*内容がわかる詳細資料を別途添付</p> <p>南区に住む住民に対し、多世代での居場所作りについてのアンケート調査を実施する。浜松市南区に在住している18歳以上の男女300人。</p> <p>事前に地区社協、民生委員、地域包括支援センター、子育て支援の活動事業者等の関係団体から必要だと思うアンケート項目を聞き取り内容に盛り込んでいく。関係団体に協力を仰ぎ、対象者にアンケートををしてもらおう。またメールにてアンケートを送付し、返信してもらおう。</p> <p>アンケート回収後、調査結果を冊子にまとめる。</p>
事業効果	<p>*その事業に取り組むことによって、区民がどのような効果を受けるか。</p> <p>東京では地域における多世代交流の居場所が多地区に作られており、積極的な活動をしている。浜松では、子育て支援活動や地域の高齢者の健康づくり教室等は行われているものの、多世代支援・交流の場はまだ積極的に作られていない。調査をおこなうことで、課題やニーズにあった多世代の人が集まることが出来る居場所作りにつなげることが出来るようになる。</p>
備考	

裏面に続く

第2号様式 (第6条関係)

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金	100,000	地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
自己資金	100,000	
計	200,000	

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)	
報償費	75,000	アンケート委託 @250×300名分	
賃金	20,000	アンケート作成・送付、冊子作り @4,000×5名分	
旅費			
需用費	印刷代	40,000	インク代
	消耗品費	35,000	事務用品・文具代等
役員費			
委託料	30,000	アンケート集計委託	
使用料及び賃借料			
原材料費			
計	200,000		

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

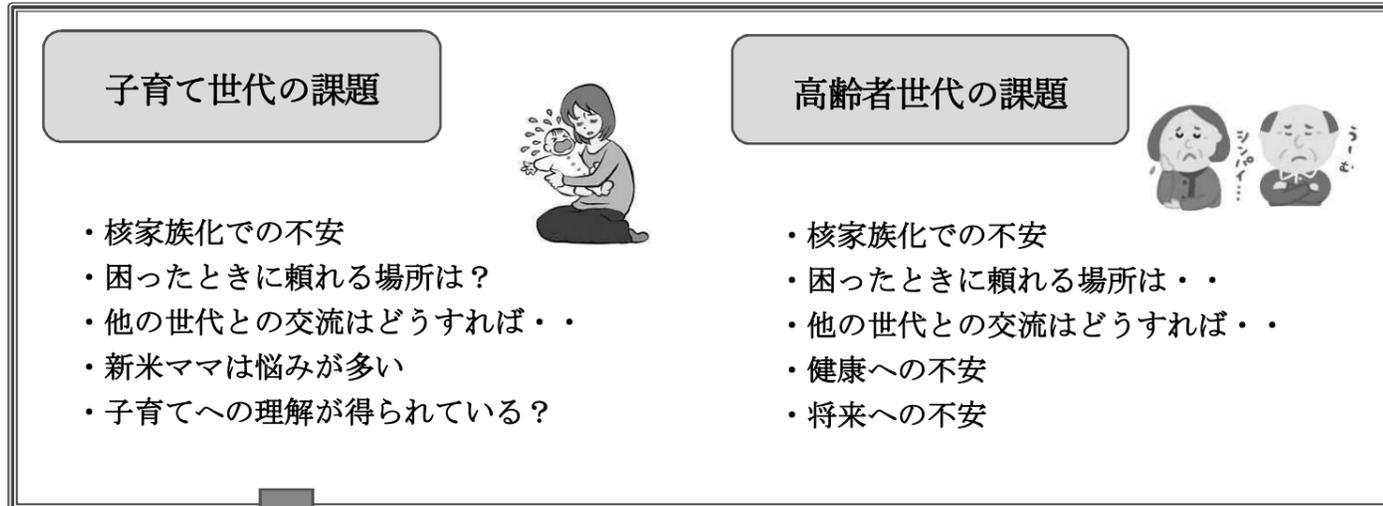
団体名	(特定非営利活動法人) 浜松介護サポート りらねっと		
事務所の所在地	〒 431-3105 浜松市東区笠井新田町970 (<input type="checkbox"/> 専用事務所 <input type="checkbox"/> 住居兼用 <input type="checkbox"/> その他)		
	電 話	053-545-7389	F A X 053-545-7395
	ホームページ		
代表者役職・氏名	理事 村松 眞美		
担当者連絡先	氏 名	鈴木 則枝	
	電 話		
	F A X		
	Eメール		
設立年月日	2011年2月		
会員数	13人		
団体の目的	地域で生活されている高齢者及びそのご家族、その他支援を必要とするすべての人に対して、関係する行政機関や団体、企業、個人などとネットワークを形成して、介護をする家族と介護を受ける人の両当事者を支援するための事業を行い、少子高齢化社会において誰もが安心して穏やかに生活できる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的としています。		
主な活動内容	<p>浜松介護サポートりらねっとは、2010年度の三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）の社会企業インキュベーション事業の第1期として設立しました。</p> <p>当法人は、介護、医療、福祉等の資格を持った正会員がメンバーです。介護保険のケアマネジャーの事務所を開設しており、地域の介護が必要になった高齢者やそのご家族からの相談を受けることや、介護保険のプラン作成の業務を行っています。それ以外にも、地域の高齢者や仕事をしたいと思っている多世代の方のために、乾燥野菜を作り商品にする働く場、交流の場を作りたいと活動を行っています。</p> <p>コロナ前は、家族介護者のための講座や交流の場を開催したり、地域の大学や企業の労働組合の方を交えて、ネットワーク会議等を開催したりしていました。</p>		

※必要に応じて、団体の詳細がわかる資料を別途添付

南区における多世代コミュニティの課題・ニーズ調査

地域での多世代支援の居場所作りを考える

目的：現在、世代間で分断されている課題・ニーズを調査により分析、言語化することで、多世代支援・交流の形を考え、コミュニティ作りを考える。



《両世代の課題で明らかにしたいこと》

- ① 不安・困ったこと・悩み
- ② 現在の状況で不足していることは何か
- ③ 多世代交流の必要性

《調査の対象》

南区に在住又は勤務している 18 歳以上の男女 300 人

《調査方法》

* 任意抽出/留置法/メールアンケート

地区社協、民生委員、地域包括支援センター、子育て支援事業所、教育関係者、ケアマネジャーなどに協力を依頼し、対象者にアンケートを記入してもらい回収する。
また、メールにてアンケートを送付し返信していただく。

(例) 東京中央区 社会福祉協議会 HP より
＜勝どきデイルーム＞



日	Sunday	月	Monday	火	Tuesday	水	Wednesday	木	Thursday	金	Friday	土	Saturday
高齢者世代の活動		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
子ども世代の活動													
みんなの教室													

日替わいで色々な教室を開催

(例) 「みんなのカフェメリ・メロ」HP より
東京都



子育て中の方、若い方、高齢の方、障害者などが立ち寄ることが出来る **カフェ、お弁当販売**

《事業効果》

- * アンケートで得られた情報を多世代交流・コミュニティの拠点作りに生かすことができる。
- * 多世代支援を考えている他の団体等にも情報提供を行い、広く活動に生かしていただけるようにする。

(案)

第10号様式

浜南区協第 号
令和4年12月23日

(あて先) 浜松市長

南区協議会
会長 島津 邦博 印

諮問事項に対する答申について

令和4年11月25日付け浜市協第136-4号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 答申内容 別紙第11号様式のとおり

(案)

(別紙) 第11号様式

諮問事項に対する答申書

南区協議会

件名	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について
諮問内容	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について諮問するもの。
答申	諮問内容について審議の結果、適切であると認める。
備考	